

# 告示

## 埼玉県告示第七百二十一号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十八年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇〇 トリック	03G076731 03G076732	二	船舶	平成二十七年十一月六日 平成二十八年四月三十日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称				
静岡県沼津市口野二百十五番地				
足喜商店 静浦S S				
免税証を交付した事務所		亡失年月日		
埼玉県自動車税事務所		平成二十八年五月十一日		